

1 感染症対策

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉、密集、密接）」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった「新しい生活様式」に、学校を含めた社会全体が移行することが不可欠である。なお、「3つの密」が同時に重なる場を避けることはもちろんであるが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましいとされる。

ここでは、（１）～（６）の項目について、感染予防対策を示した。

（１）こまめな手洗い、手指消毒

- ・ 流水と石鹸での手洗いを基本とする。
- ・ 流水による手洗いができない場合などに、アルコールの手指消毒液を使用する。
- ・ 外から建物内に入る時、トイレの後、給食の前後等、こまめに行う。
- ・ 洗面所に石鹸を常備しておく。
- ・ 授業時間をずらしたり休み時間を長くしたりするなど、トイレ使用や手洗いが密集しないように工夫する。

（２）マスク着用

- ・ 教室内でもマスクの着用を徹底するとともに、一定の間隔を空けるように工夫する。
- ・ 生徒自身のマスクが使用不能になった場合に備え、予備のマスクを学校で用意しておく。
- ・ 必要に応じ、教育活動において手作りマスクを作成するなどの対応をする。

※ R2.3.26 保体第1815号「各学校等における教育活動の再開に向けたマスクの準備について（通知）」

- ・ 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外し、その際は、換気や生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をする。
- ・ 体育等の運動を伴う活動では、マスクの着用は必要ないが、生徒間の距離を2m以上確保する。

（３）共用部分の消毒

- ・ 濃度0.05%に薄めた次亜塩素酸ナトリウム液で、ドアノブ、手すり、スイッチなど多くの生徒が触れる場所を拭く。
- ・ 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム液は、市販の漂白剤を薄めて作ることができる。
- ・ 1日1回以上は消毒を実施する。
- ・ 消毒用エタノールが入手困難な状態が続いているため、学校における施設の消毒にあたっては次亜塩素酸ナトリウム液を積極的に利用する。ただし、次亜塩素酸ナトリウム液は腐食しやすい物品には使用しない。
- ・ ドア（ドアノブ含む）や水道蛇口などに触れる回数を減らす（ドアの開放など）。

（４）換気は、2方向の窓を同時に常時開放

- ・ 2方向の窓を広く開ける。※対角線上の窓を開けることが効果的
- ・ 窓のない部屋は、入り口の開放、換気扇を用いるなどの対応をとる。

- ・ 体育館等の広い部屋でも、窓の開放等により換気を行う。
 - ・ 授業中も、2方向の窓を開けておくことが望ましい。
 - ・ 最低でも、休み時間ごとに換気を行う。
 - ・ 教室等のドアは、換気の目的と合わせて生徒が共用部に触れないように開放しておくといよい。
 - ・ 冷暖房設備の使用時においても、換気の時間を設定する。
- (5) 毎朝の検温（登校前に自宅）と健康状態の確認（自宅・学校）
- ・ 家庭との連携により、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行う。
 - ・ 発熱等の風邪の症状がある場合には、学校に連絡して、自宅で休養させる。
 - ・ 登校時に、生徒の検温結果及び健康状態を確認する。
- (6) 各学校に非接触型体温計を整備
- ・ 登校後は、教室へ入る前に、検温（家庭で検温していない場合）、手洗い、手指の消毒等をする。
 - ・ 熱が通常より高い等の症状があり、感染が疑われる場合は、保護者に連絡して迎えに来てもらい自宅休養とする。その場合、他の生徒等との接触を可能な限り避けられるように別室で待機させるなどの配慮をする。

2 登下校

- (1) マスクを着用する。熱中症のおそれがある場合は、着用しないこともできる。
- (2) 周囲との間隔を1 m以上空け、会話を控える。
- (3) 信号待ち、校門、昇降口等での密集が起こらないよう指導する。
- (4) 電車やバスによる通学
- ・ マスクを着用し、会話を控える。
 - ・ 可能な限り間隔を空けて乗車する。

3 授 業

- (1) 机の配置等
- ・ 対面での配置をしない
 - ・ 机の間隔を確保する。
 - ・ 特別教室等で固定式の机で対面となる場合は、可能な限り座席の間隔を確保する。
 - ・ 座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせるなど柔軟に対応する。
- (2) 大声での発言等を控える
- ・ 近距離での会話や発声等も避ける。
- (3) 共用の教材・教具・情報機器等は使用前に必ず消毒
- ・ 実験台・実験器具等、使用前に消毒をする。
- (4) 保健体育（体育）

- ・ 全ての運動領域において、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。ただし、生徒が密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動については、実施内容を検討する。
- ・ 指導順序の変更や家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、指導計画の見直しを検討する。
- ・ 運動不足や体力の低下が懸念されるため、準備運動や整理運動を十分に行うとともに、運動時間や運動強度を調整する。

① 感染症対策について

- ・ 健康観察を行う。
- ・ 換気をこまめに行う。
- ・ 密集、密接を避ける（着替え、集合、活動中等）。
- ・ 共有の用具や器具は適切に消毒する。
- ・ 授業前後の手洗いを徹底する。

② その他

- ・ 適切に熱中症対策を講じる。
- ・ 「マスク着用の必要性」及び「水泳授業の取扱い」については、保健体育課（学校体育担当）からの令和2年5月22日付け事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」及び「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」を参考に、各学校の実態に即して柔軟に取り組む。

（５）その他

- ・ 実習の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 次の「感染症対策を講じてもお感染リスクが高い学習活動」については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22 Ver.1）」の27ページ、28ページを参考に、可能な限り感染症対策を行った上で実施することを検討する。

【感染症対策を講じてもお感染リスクが高い学習活動】

- ・ 理科「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・ 音楽「室内で生徒が近距離で行う合唱、管楽器演奏」
- ・ 美術「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・ 家庭「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・ 保健体育（体育）「生徒が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

4 学校行事

（１）行事の精選

- ・ 学校行事は、子どもたちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えるものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討する。
- ・ 感染症予防の対策を講じることが難しい学校行事は中止を含めて検討する。

（２）実施方法や内容の検討、実施時期の設定

- ・ 学校行事を実施する場合は、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮する。
- ・ 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事を実施する場合は、訪問先の自治体の状況を踏まえ、キャンセル料が発生することがないように早い段階において、延期、日程の短縮、行き先の変更等、選択肢を広げて検討する。状況によっては、中止も選択肢に入れて対応する。

5 部活動

【運動部活動】

- ・ 可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。
- ・ 各競技団体より、別途通知が発出されている場合は、通知内容を基に活動内容を検討する。
- ・ 生徒の検温、健康観察を行い、風邪等の症状がある場合は参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。(指導者も同様)
- ・ 運動不足や体力の低下が懸念されるため、まずは、体力の回復につながる運動を一定期間行い、徐々に運動時間や運動強度等を増やしていくことが望ましい。特に、適切に熱中症対策を講じるとともに、新入生の練習参加については、十分な配慮を行う。
- ・ 活動再開に当たっては、活動目的や活動内容及び計画について、生徒・保護者に十分な説明を行った上で実施するとともに、参加を強制しない。
- ・ 「茨城県部活動の運営方針」を準拠し、短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。

(1) 感染症対策について

① 活動場所について

- ・ 屋内で実施する場合は、こまめな換気や消毒液を設置するとともに、生徒が手を触れる箇所の消毒を徹底する。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とする。

② 用具等について

- ・ 器具や用具等については、消毒できるものは使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。

③ その他

- ・ ミーティングは密集を避け、指導者と生徒、生徒間の距離（1 mを目安）を空けて実施する。
- ・ 部室、更衣室等の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用することは避ける。

(2) 練習試合、合宿の実施について

- ・ 会場への移動時や会場での更衣室の利用時など、スポーツ活動以外の場面も含め、学校として責任をもって感染症対策を行う。
- ・ 県外の学校との練習試合、合宿は、今後の感染状況や競技の特性を考慮した上で、実施を妨げるものではない。なお、部活動を担当する教員のみで決定するのではなく、学校として実施の必要性を協議し判断する。

【文化部活動】

- ・ 文化部活動の特性を踏まえ、運動部活動に準じて対応する。

6 昼 食

- (1) 食事をする際は、対面での机配置をしない。また、座席の間隔を確保する。
- (2) 食事をする際は、できる限り会話を控える。
- (3) 教室以外の場所も開放し、食事場所をできる限り分散する工夫をする。

7 休み時間

- (1) 会話をする際には、適切な距離を保つ。

- (2) お互いの体が接触するような遊びは行わない。

8 図書館

- (1) 図書館利用前後には手洗いをするルールを設けて徹底する。
- (2) 生徒が利用する時間帯を分散させる工夫をする。
- (3) 図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能を維持する。
- (4) その他
- ・ 公益社団法人日本図書館協会「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年5月14日公表)を参考にする。

9 清掃活動

- (1) 床の清掃時等は、ウイルスが飛散しないように注意する。
- (2) ほうきやモップ等、共用する用具は消毒を心掛ける。
- (3) 換気のよい状況で、マスクをした上で行う。
- (4) 掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをする。

10 熱中症対策

- (1) 近年の猛暑に対応するため、7月～8月の授業では、特に、熱中症の対策に配慮する。
- (2) 暑さ指数(WBGT値)を踏まえた授業を行う。
- ※WBGTとは、気温、湿度、輻射熱の3つの指標を取り入れた温度の指標(環境省HP)
- (3) 学校の教育活動全体において、適宜、水分補給ができるよう配慮する。
- (4) 温度や湿度などの室内環境にも配慮し、空調設備と換気を併用する。
- (5) 学校指定のジャージでの生活を認めるなど、生徒の服装についてできる限り配慮する。

11 学びの保障

- (1) これまでの家庭学習(課題、オンライン学習等)による学習の理解及び定着状況を確認できていない場合は、5/25～6/5の分散登校時に確認する。
- ・ 学習内容の理解度の確認及び評価のため、テスト等を実施する。
- (2) 学習内容が定着していない生徒には、別途、個別の補講の実施や課題などで必要な措置を講じる。
- (3) 学校再開後も動画配信、双方向型オンライン学習等、ICTを活用した家庭学習と学校における授業を組み合わせ、生徒の学びの保障に努める。

12 生徒の出欠の扱い

- (1) 授業日に、新型コロナウイルス感染症に関連して学校を休む場合は、保護者からの連絡を受けて「出席停止・忌引の日数」として記録し、欠席扱いとしない。
- (2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合、まず、保護者から事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努める。

13 PCR検査を受ける場合等の出席の判断（参考：添付資料）

（１）PCR検査を受ける場合

※ 管理職に第一報を伝えるとともに、詳細を確認する。

- ・ 生徒等が検査を受けることを高校教育課に報告する。
- ・ 検査結果を高校教育課に報告する。
- ・ PCR検査を受けた者は、結果判明まで出席停止とする。なお、結果判明後も十分に健康観察を行う。

（２）感染者及び濃厚接触者が出た場合

① PCR検査で陽性となった場合（感染者が出た場合）

- ・ 完治するまで出席停止（PCR検査で陰性、病院等からの許可）
- ・ 学校で感染者が出た場合は、感染者の学校内での活動状況や地域の感染拡大状況を踏まえ、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業の措置を検討する。

※休業の範囲については以下のようなことが考えられる。

① 他学級との交流なし ⇒ 学級単位の休業

※欠席していたなど、学級内においても交流が認められない場合はこの限りではない。

② 他学級との交流あり ⇒ 学年単位の休業

③ 他学年との交流あり ⇒ 学校全体の休業

④ 活動範囲の把握困難 ⇒ 学校全体の休業

② 濃厚接触者の特定

- ・ 濃厚接触者は、PCR検査の結果が陰性であっても、感染者と最後に接触した日から５日間出席停止とする。
- ・ 濃厚接触者の特定については、保健所が感染者本人に行動履歴等をヒアリングするが、学校でも把握に努める。

【濃厚接触者とは】

◇ 患者が発病した日の２日前から接触した者のうち次に該当する者

- ・ 感染が疑われる者と同居あるいは長時間の接触があった者
- ・ 対面で会話することが可能な距離（目安として１m以内で１５分以上）で感染予防なしで患者と接触があった者（患者の症状やマスクの使用有無等から総合的に判断）

（３）感染者が出た場合の学校の対応

- ・ 校内の消毒を十分に行う。
- ・ 濃厚接触者だけでなく、生徒、教職員全員の健康観察を徹底する。

14 生徒の心のケア

（１）学級担任や養護教諭等を中心として、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、生徒の健康観察、心のケアに適切に取り組む。学校再開後に、登校しない日が数日続く生徒には、家庭訪問等を実施し早めに対応する。

（２）新型コロナウイルス感染に対する不安等で登校できない生徒に対しては、電話による相談だけでなく、Web会議システムにより生徒の顔を見ながら話をする等、ICTの活用を検討する。

15 重症化のリスクの高い生徒等への対応

- (1) 医療的ケアを必要とする生徒が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認のうえ、個別に登校の判断をする。その際、学校での受入れ体制も含め、学校医に相談する。
- (2) 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒等についても、主治医の見解を保護者に確認のうえ、登校の判断をする。

16 教職員の感染症対策

- (1) 教職員においては、生徒等と同様、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用する。
- (2) 毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状がみられる場合は、自宅で休養する。
- (3) 教職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2m）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。
- (4) 職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散して勤務する等も考えられる。
- (5) 職員会議等を行う際には、最小限の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うこと等の工夫や、Web会議システム等を活用することが考えられる。

17 その他の事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症を生徒が正しく理解し、感染リスクを避けることができるように、次の点に留意して、ロングホームルーム等で指導を行う。
 - ・ なぜ、その対策をする必要があるのか生徒が考えて、主体的に行動できるようにする。
 - ・ 免疫力を高めるため「十分な睡眠」「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心掛ける。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染することを理解する。
 - ・ 感染症対策では、感染源を絶つこと、感染経路を絶つこと、抵抗力を高めることの3つのポイントを踏まえ、取組を行うことが重要であることを理解する。
- (2) ポスターの掲示、保健だより等で、新型コロナウイルス感染症の予防について啓発する。
- (3) 感染者、濃厚接触者である生徒が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象とならないよう十分な配慮・注意をする。また、医療従事者とその家族に対する偏見や差別が生じないように指導する。
- (4) 感染症対策の持ち物として、清潔なハンカチ、ティッシュ、マスク、及びマスクを置いたり持ち運んだりするための布又はビニール袋等を持参するように指導する。
- (5) 教室の窓等を開放するため、貴重品を必ず持ち歩く等、貴重品の自己管理を徹底する。
- (6) 学校内で発熱等の風邪症状が生じて、保護者が迎えに来る場合、生徒が一時休養する部屋の確保及び保護者の連絡先を明確にしておく。
- (7) 感染した生徒、濃厚接触の可能性のある生徒がいた場合の校内の連絡及び県への連絡は、添付資料のとおりとする。
- (8) 学校内での感染拡大防止のためには、学校外からウイルスを持ち込まないことが重要であるため、家庭にも協力を呼び掛ける。

19 参考資料

- ・令和2年5月11日付け、事務連絡（高校教育課指導担当）
（令和2年4月22日付け、茨支組第113号、日本赤十字社茨城県支部）
「新型コロナウイルス感染症に関する青少年向け教材の周知について」
- ・令和3年12月17日付け、高教第2467号（高校教育課指導担当）
「県立高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改訂について」
- ・令和3年12月17日「県立高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」
- ・令和4年6月23日付け、高教第845号（高校教育課指導担当、人事担当）
「県立高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改訂について」
- ・令和4年6月23日改訂「県立高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

添付資料

PCR検査を生徒等が受けることになった場合の学校の対応

